

記者提供資料（平成21年2月13日）
都市計画総局市街地整備部市街地整備課（平松、矢島）
TEL：078-322-6634 内線4755

長田区苅藻通6丁目市有地の土壤調査結果と対策について

◆概要◆

- (1) 長田区苅藻通6丁目にある神戸市所有地（位置図参照）において、土壤汚染対策法の適用対象ではないが、任意で土壤調査を実施した。
 - ・土地所在地：神戸市長田区苅藻通6丁目45番、46番2
 - ・面積：1,273m²
- (2) 土壤調査の結果、土地の一部（約725m²）で指定基準値を超える鉛（含有量）が検出された。
- (3) 汚染土壤については、汚染が判明してすぐ地表面にアスファルト舗装を施した。汚染土壤の掘削除去については今後対応する。

◆土壤調査の結果◆

- (1) 鉛の土壤含有量が、指定基準値150mg/kgに対して最大で5,500mg/kg（指定基準値の約37倍）検出された。汚染範囲は深さ4m以内の土壤で、面積は約725m²であった。
- (2) 土壤汚染対策法に定める特定有害物質25物質のうち、鉛（含有量）以外の物質は指定基準に適合していた。
- (3) 土壤汚染の原因は特定できなかった。

◆人の健康への影響◆

- (1) 汚染が判明した土地はフェンスで囲われ、汚染範囲はアスファルト舗装を施しているため、汚染土壤の飛散による健康影響はないと考えられる。
- (2) また、鉛の土壤溶出量が指定基準に適合していることから、地下水への影響は無いと考えられる。

◆対策について◆

指定基準値を超える鉛が検出された汚染土壤については、汚染が判明してすぐ地表面にアスファルト舗装を施した。汚染土壤の掘削除去については今後対応する。

◆参考（用語解説）◆

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する調査及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壌汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

特定有害物質

揮発性有機化合物のベンゼンなど11物質、重金属等の砒素、鉛、水銀など9物質、農薬等の5物質、合計25物質に特定有害物質としての指定基準が土壌汚染対策法で定められている。

土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壌汚染対策法で定められている指定基準。砒素、鉛、水銀などの重金属9物質について設定されている。

土壌含有量基準は、長期的な影響をもとに設定されたものであり、したがって基準を少し超えた汚染土壌を摂食することにより、直ちに中毒（腹痛、頭痛、吐気、嘔吐等）を生じるということはない。また急性中毒は、鉛の短時間大量暴露によって起きるが、非常に少ない。

土壌溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壌汚染対策法で定められている指定基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料など、様々な用途で使用されている。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壌濃度では見られないと言われている。

